

例規等の改正案について

1 6月に制定を予定している条例について（6月定例会議）

芽室町議会ハラスメント防止条例の制定について

<制定理由>

(1) 制定の目的

本条例は、ハラスメントを排除した健全かつ円滑な議会運営を確立し、町民から真に信頼される議会を実現することを目的とする。

(2) 制定の背景

ハラスメントは個人の尊厳を著しく侵害する行為であり、議会の社会的信用を失墜させる要因となる。議会がその責務を十分に果たすためには、ハラスメントを許容しない組織体制の構築が不可欠である。このため、ハラスメントの防止、相談体制、及び発生時の対応措置等を明文化し、議員一人ひとりの倫理意識の向上と組織的な未然防止を図るために本条例を制定する。

<条例のポイント>

(1) パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに加え、アウティング等を含むハラスメントの定義を具体化

(2) 議長による対応体制の明記と、議会事務局への相談窓口の設置により、実効性のある相談・対応体制を整備

(3) 調査における外部有識者の意見聴取の仕組みや、被害者のプライバシー保護、不利益取扱いの禁止を規定し、公正かつ安心して相談できる環境を担保

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。